

中野駅新北口駅前エリアアリーナ整備官民連携協議会 運営要領

(目的)

第 1 条 本運営要領は、中野駅新北口駅前エリアアリーナ整備官民連携協議会設置要領第 6 条に基づき、中野駅新北口駅前エリアアリーナ整備官民連携協議会（以下、「協議会」という。）の運営方法に関して必要な事項を定め、もって円滑な協議会運営に資するものとする。

(協議会の招集)

第 2 条 協議会は、座長が招集する。

(議事要旨)

第 3 条 協議会の議事は、事務局が議事要旨を作成し、出席委員の確認を得た後、公開することとする。

(協議会の公開等)

第 4 条 協議会は、原則として非公開とする。

2 協議会の配付資料、議事要旨は原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

(雑則)

第 5 条 本運営要領に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、座長が定めることとする。

(附則)

第 6 条 本運営要領は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。